

保護猫依頼契約書

ととのう猫カフェバーニャ（以下「甲」という。）と保護依頼者様

（以下「乙」という。）とは次の通り保護猫依頼契約を締結す。（以下「本契約」という。）

- 乙は自らが所有する動物（以下「丙」という。）の保護を甲に委託するものとし、甲にたいして所有権放棄書を提出するものとする。甲はこれを受諾するものとする。
- 甲は保護手続き完了後の引き戻しは一切行わない。やむを得ず引き戻しを希望する場合はトライアル契約・譲渡契約によるものとする。
- 甲は丙に関しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、丙が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。
- 甲は譲渡後、丙が疾病に感染した場合等でも乙に治療費及び引取りを要求するなどの行為は一切行わない。ただし当該保護依頼契約前に丙の重大な病気等を確認していたにもかかわらず甲にその事由を告げていなかった場合、乙はその治療費用一式を甲に支払わなければならない。
- 本契約後、（乙が甲に引き渡した）丙の状況について、甲は乙に対して一切連絡や通知を行わない。甲が丙を第三者にしようとする場合も、情報などについては一切開示しない。
- ノミダニ駆除・3種混合ワクチン・血液検査（白血病・猫エイズ）検便（寄生虫チェック）をお願いしています。また診断証明書の提出もお願いしております 病院に連れて行くことが難しい場合、上記の記の医療費をプラスした 保護依頼費用をいただくこととなります。上記医療を済ませていただけた場合の保護依頼費用【25,000円】（病院の証明書必須）上記医療をお店で任せたい場合の保護依頼費用【100,000円】
- 以上の要件が守られない場合、本契約は不成立とする。

年 月 日

保護依頼者氏名

電話番号

住所 〒

緊急連絡先

保護受付

ととのう猫カフェバーニャ

電話番号 027-329-6888

住所 〒 370-0801

群馬県高崎市上並榎町 595-12 オオサキビル 1F